

いいたてむら
飯舘村の概要

飯舘村は、「日本で最も美しい村」連合に加盟する、阿武隈山系北部の高原に開けた豊かな自然に恵まれた美しい村です。標高220mから600mにあり、総面積の約75%を山林が占めています。気候は年平均10℃、年間降水量1,300mm前後で、高原地帯独特の涼やかな気候にあります。また、御影石の産地である飯舘村の地盤は地震に強いと言われており、東日本大震災時においても家屋等の被害はわずかであったことから、防災の観点からも魅力のある地域です。

飯舘村では、令和9年度末以降の完成に向けた産業団地の整備を進めています。飯舘村産業団地は、福島市と南相馬市を東西に繋ぐ県道沿いにあり、最寄りのインターチェンジからは、約20分でアクセス可能です。県道を隔てた向かいには、コンビニも併設した「道の駅」が立地し、近隣には大型のドラッグストアが開業するなど、村のなかでも利便性が高く、復興創生の中心となる場所です。

また、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、「ゼロカーボンビレッジいいたて」を推進しており、木質バイオマス発電施設や資源活用型たい肥製造施設の誘致など、「新たな産業創生」に積極的に取り組む企業が参入しております。このような村内企業の活発な動きと同時に、村内への移住者(272人/平成29年~令和6年度)も年々増加しております。



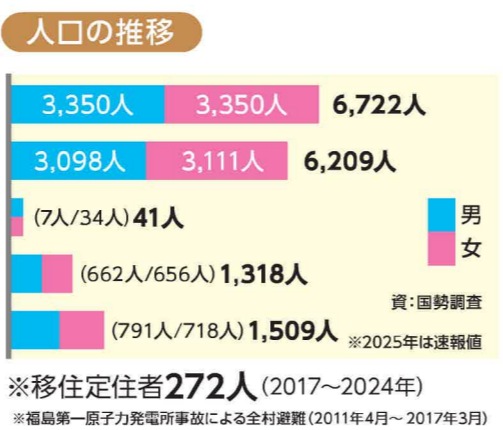
いいたてスポーツ公園



宿泊体験館きこり



道の駅までい館



こんな助成制度も利用できます。

- 企業向け支援**
地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)利子補給(一財)地域総合整備財団
- 個人向け支援**
飯舘村移住定住支援事業補助金(住宅新築補助金、空き家等購入補助金、住宅修繕等補助金)

お申し込み・お問い合わせ

飯舘村役場 村づくり推進課 企画定住係
TEL.0244-42-1613
FAX.0244-42-1601
〒960-1892福島県相馬郡
飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1
[令和7年8月発行]



いいたてむら
飯舘村

ビジネス拠点・新規立地をご検討中の企業様へ

企業立地のご案内

明日が待ち遠しくなるような
ワクワクする楽しいふるさと

ともに飯舘村の未来を創りませんか



飯舘村長
杉岡 誠

飯舘村では、村民所得の向上をはじめ、働く場の確保をはかることをめざして村独自の「飯舘村企業立地等支援基金条例」(令和7年)を設けて、新たに立地を希望する企業や既存企業に対する助成措置の拡大をいたしました。特に、遊休村有地の10年間無料貸与や賃借料を含む取得経費に対する高率の助成制度を盛り込んでいます。企業のニーズに寄り添い、立地の初期段階から、操業後のフォローアップまで、本村では各種補助金や産業用地の確保など積極的にご相談を受け付けて参ります。

飯舘村では、ふるさとを楽しみ、喜びをともにするすべての方々を「ふるさとの担い手」として位置づけております。企業の皆さまには是非、「ふるさとの担い手」として、飯舘村に可能性を感じ、創意工夫をもって自らの彩りを加えていくことのできる「ふるさと飯舘村」に、奮ってご参画いただきたいと思います。行政としても全力で支援して参りますので、ぜひ本村への立地をご検討ください。

村独自の補助金を厚くするとともに、土地区画も含めて、企業様のご要望を柔軟に承ります。 計画段階から操業後のフォローアップまで、全力でご支援して参ります。

このほか、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金や、復興関連の国・県支援もご活用いただけます。

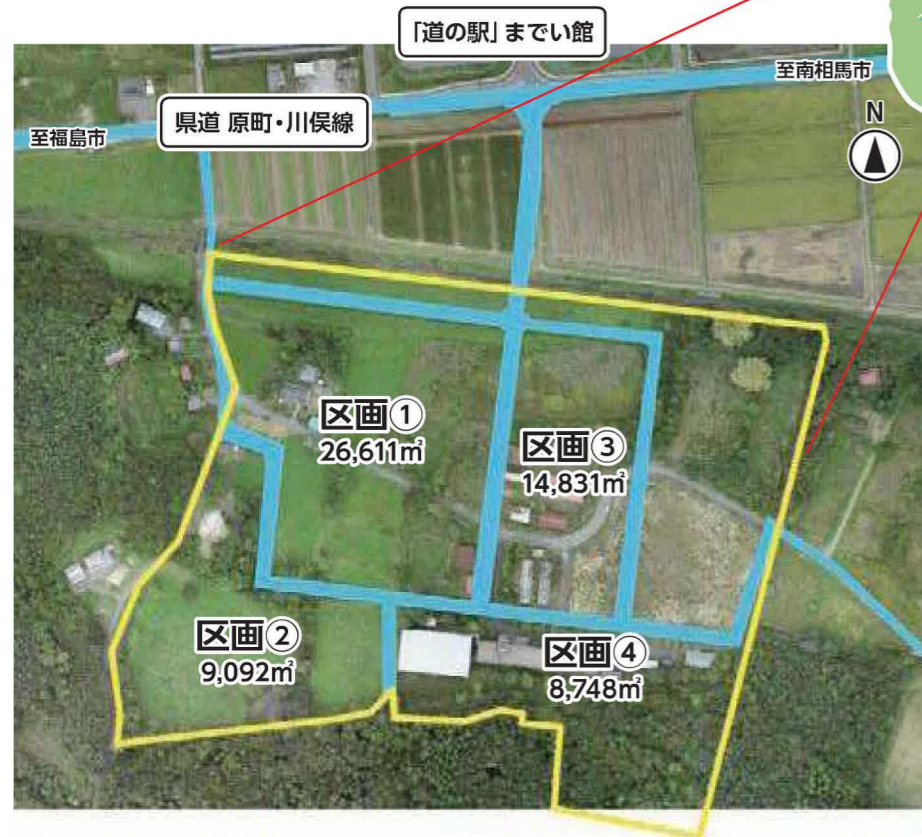
村に立地する企業に対する 飯舘村独自の支援事業

飯舘村産業団地

オーダーメイド型の
整備をしています

所在地：福島県相馬郡飯舘村深谷
供用開始：令和10年度(予定)
供用面積：約60,000㎡
区画数：4区画～(分割可)

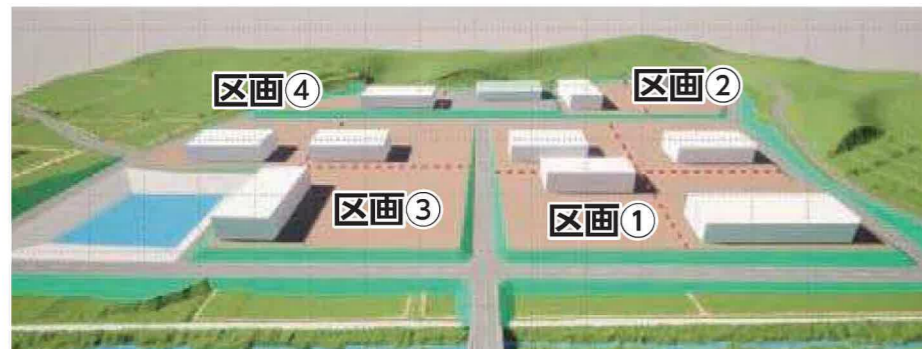
契約期間：応相談
契約方法：賃貸のみ
賃料：応相談



区画①：26,611㎡
区画②：9,092㎡
区画③：14,831㎡
区画④：8,748㎡
※各区画の分割も可



産業団地は県道沿いにあり、対面に、コンビニのある「道の駅」があります。



産業団地立体CGイメージ



進出企業と村民との交流



交付要件

次の要件に該当する企業に対し、立地支援のための補助金を交付します。
(申請は、工事等着手の3ヶ月前)

- 1 工場の新設に係る操業の開始の日から1年を経過する日まで当該工場等における常時雇用の従業員を新たに5人以上雇用すること。
- 2 用地取得後または用地賃借後、2年以内に操業を開始すること。

対象となる業種

- 1 製造業
- 2 物流施設を設置する業種
- 3 コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種
- 4 試験研究施設又は開発施設等を設置する業種
- 5 村長が特に認める業種

補助金

立地の初期段階から、操業開始後のフォローアップまで **最大5億円**の支援

- | | | | |
|----|--|----|---|
| 1 | 用地取得
村が評価した価格又は取得価格のいずれか低い価格の
40% 最大3,000万円 | 2 | 工場取得 (新設及び既存工場の買収又は改築を含む)
村が評価した価格又は取得価格の
1/2 最大1億円 |
| 3 | 機械設備等
村が評価した価格又は取得価格の
1/3 最大1億円 | 4 | 福利厚生施設 (社宅・社員食堂の整備等)
村が評価した価格又は取得価格のいずれか低い価格の
1/2 最大1億円 |
| 5 | 脱炭素化設備導入 (太陽光発電設備の設置等)
村が評価した工事費の
1/2 最大2,000万円 | 6 | 私道整備
雇用者数が20人以上の工場に対し、村が評価した工事費の
1/2 最大500万円 |
| 7 | 用地賃貸借
村が評価した価格又は賃貸借価格のいずれか低い価格の ※期間は10年間
1/2 年間補助 最大200万円 | 8 | 工場賃貸借
村が評価した価格又は賃貸借価格のいずれか低い価格の ※期間は10年間
1/2 年間補助 最大500万円 |
| 9 | 雇用奨励
地元雇用者
30万円/人 (対象期間1年) | 10 | 定住支援
新たに村内に居住する雇用者1人につき (対象期間3年)
1年間雇用するごとに 30万円/人 |
| 11 | 操業奨励金
事業開始後3年間は固定資産税課税免除、その後2年間は固定資産税相当額を奨励金として補助
固定資産税相当分 最大5年間 | 12 | 村有地の貸付支援
村有地への新設工場用地の賃貸借料
10年間無償 |

その他、活用が可能な国・県の優遇制度

- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ふくしま産業復興投資促進特区(税制上の特例)
- 福島復興再生特別措置法による課税の特例